

関係課、室、機関の長 殿

契約検査課長

工事等の請負工事費算定方法の改定について（通知）

このことについて、平成28年1月27日付け監第2137号で鹿児島県土木部長より別添のとおり送付がありました。

つきましては、本市の発注する土木工事等についても下記のとおり、算定することとしますので、遺漏のないようにしてください。

記

1 改定内容

(1) 請負工事費算定における端数処理

- ・工事価格（税抜設計額）を、1,000円単位とする。
- ・工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、率計算等で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。
- ・災害査定設計書においては、従来どおり請負工事費を1,000円単位とする。

(2) 設計業務委託料、調査及び測量業務費算定における端数処理

- ・業務価格（税抜設計額）を、1,000円単位とする。
- ・業務価格の1,000円単位での調整は、諸経費又は一般管理費等で行うものとし、各率計算等で算出された諸経費又は一般管理費等の計算額より、端数処理前の業務価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

2 適用範囲

本市が執行する工事（130万円以下の修繕・工事及び標準積算システム（REISA）により積算する工事を除く。）及び設計、調査、測量業務委託（50万円未満の委託及び物件等調査業務費積算基準による業務を除く。）に適用する。

3 適用時期

平成28年4月5日以降執行伺い決裁分より適用する。

【問い合わせ先】

契約検査課工事検査グループ
（内線）3832・3833